

今後の進捗管理について
(計画策定の見直し及び指標の設定)

1. 部門別計画の策定の見直しについて

本市の部門別計画として、「健康こうべ 2017」を策定しており、この計画に基づき所管課において保健事業を実施している。また、「神戸市保健医療計画」を策定し、この計画に基づき所管課において保健医療に関する事業を実施している。

上記 2 つの計画は、平成 29 年度末で計画期間が終了するが、全庁的に部門別計画について、廃止、統合、簡素化等、一定の見直しが求められている。

見直し方針

- ・ 法的な義務付けがあるもの等、やむを得ない策定理由がある場合を除き、計画策定を原則行わない
- ・ 策定せざるを得ない場合については、計画を極力簡素化・集約化する

2. 「神戸市保健医療計画」「健康こうべ 2017」について

(神戸市保健医療計画)

- (1) 計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度 (5 か年計画)
- (2) 法的根拠 法的根拠はない、本市が任意で策定
- (3) 関連計画 兵庫県保健医療計画「圏域重点推進方策・神戸圏域」
県計画は医療法により法的義務あり

(健康こうべ 2017)

- (1) 計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度 (5 か年計画)
- (2) 法的根拠 健康増進法第 8 条「市町村健康増進計画」、努力義務
- (3) 関連計画 健康日本 21

神戸市保健医療計画は策定の法的根拠がなく、健康こうべ 2017 (市町村健康増進計画) は努力義務となっていることから、見直し方針に基づき、次期計画としては策定せず、下記 3 に示す方法により進捗管理していく。

3. 今後の保健医療の進捗管理について

保健医療に関しては、法定計画である次期兵庫県保健医療計画のうち「圏域重点推進方策・神戸圏域」が平成 30 年 10 月に策定される予定である。このうち、特に進捗管理が必要となる「兵庫県地域医療構想」については神戸圏域地域医療構想調整会議において進捗管理を行う。

保健事業に関しては、健康日本 21 や市民の健康とくらしに関するアンケート調査結果等をふまえて評価指標を設定し、神戸市において保健事業の進捗管理を行っていく。